

## 大田原市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改定する。

附則第3項を次のように改める。

（報酬に関する特例措置）

3 平成21年10月1日から平成23年11月30日までの期間に限り、第1条中「485,000円」とあるのは「436,500円」と、「395,000円」とあるのは「380,000円」と、「360,000円」とあるのは「355,000円」とする。

### 附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

九月定例会最終日に、「大田原市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例の制定について」及び「大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の二議案が提出され、原案のとおり可決いたしました。

政務調査費については、平成十三年度より制度を設けましたが、当初より全国的に批判の多かった制度であつたことから、報告書への領収書の添付の義務化や交付額の削減等に取り組みながら、制度の趣旨に沿つた改正にも取り組んでまいりました。しかし、全国の自治体において、

同様の行為が行われました。また、市が引き続き推進する行財政改革への取り組みに対しても議員自らもそれに協力し、経費の削減を図ることを目的に、政務調査費の廃止に向けた検討が議会内で行われてまいりました。

議員報酬については、平成十九年十二月一日から二年間、議長・副議長及び議員の報酬を条例本則より4%から10%程度減額してきました。しかし、本年十一月末でその期限を迎えることとなりますと、同十二月からは条例本則上の正規の金額に戻ることとなります。議会では、政務

## 政務調査費廃止・議員報酬削減延長を決定

政務調査費に対する訴訟が頻繁に繰り返され、本市においても同様の行為が行われました。また、市が引き続き推進する行財政改革への取り組みに対しても議員自らもそれに協力し、経費の削減を図ることを目的に、政務調査費の廃止に向けた検討が議会内で行われてまいりました。

議案提出にあたり、市執行部と調整をした結果、議会側から議員報酬の削減を延長していくことにまとまりました。

調査費同様に行財政改革推進のもと、経費の削減を図る考え方から、引き続き、減額率を調整し、議員報酬の削減を延長していくことになりました。

### ①現行

	報酬年額（期末手当含）	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	166,929,400	5,916,000	172,845,400

### ②現行のまま12月1日に報酬額が本則上の正規の金額に戻った場合

	報酬年額（期末手当含）	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	174,847,000	5,916,000	180,763,000

### ③改正後（政務調査費廃止・報酬削減延長）

	報酬年額（期末手当含）	政務調査費年額	歳出総額
議員全員分	171,572,743	0	171,572,743

※①と比べて1,272,657円の歳出削減になります  
※②と比べて9,190,257円の歳出削減になります

## 平成21年12月定例会開催のお知らせ

会期（予定） 12月7日～12月17日

※一般質問内容など詳細につきましては後日、議会ホームページで公開いたします。



九月十八日の定例会終了後に開催しました全員協議会において、平成二十三年十二月以後の新たな議員定数のあり方等について検討する「議員定数等検討委員会」を設置することを議員申し合わせの上、決定しました。

## 議員定数等検討委員会設置